

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月27日

【事業年度】 第139期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社サクラダ

【英訳名】 SAKURADA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曾田 弘道

【本店の所在の場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047(328)3145(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当 足立 薫彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市二俣新町21番地

【電話番号】 047(328)3145(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当 足立 薫彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高	(百万円)				5,601	8,767
経常損失	(百万円)				943	56
当期純損失	(百万円)				1,028	2,023
純資産額	(百万円)				5,066	3,541
総資産額	(百万円)				13,722	12,907
1株当たり純資産額	(円)				45.15	28.44
1株当たり当期純損失	(円)				9.82	16.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)				36.4	26.9
自己資本利益率	(%)				28.1	47.8
株価収益率	(倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				614	1,702
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				3,590	328
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				3,453	1,899
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)				1,635	1,503
従業員数	(名)				122	123

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第138期より連結財務諸表を作成しているため、第137期以前については記載しておりません。
3 第138期及び第139期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4 第138期及び第139期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (百万円)	8,890	8,916	7,120	5,601	8,767
経常利益又は 経常損失() (百万円)	58	63	895	754	87
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	754	846	4,846	838	2,154
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	3,801	3,801	1,631	3,483	3,736
発行済株式総数 (株)	43,522,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	(普通株式) 53,522,335 (優先株式) 40,000,000	(普通株式) 110,761,885 (優先株式) 40,050,000	(普通株式) 122,345,790 (優先株式) 40,050,000
純資産額 (百万円)	3,869	4,727	2,319	5,256	3,601
総資産額 (百万円)	24,730	23,115	11,808	13,904	12,962
1株当たり純資産額 (円)	89.01	108.78	43.41	46.87	28.93
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失() (円)	17.36	19.48	109.45	8.00	17.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	15.6	20.4	19.6	37.3	27.3
自己資本利益率 (%)	17.9	19.7	137.5	22.3	49.4
株価収益率 (倍)		10.2			
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,705	477	798		
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	866	1,271	1,023		
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	344	2,717	1,459		
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,615	691	2,376		
従業員数 (名)	202	200	126	122	123

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第138期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 137期以前の「持分法を適用した場合の投資利益」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

4 第138期より連結財務諸表を作成しているため、「持分法を適用した場合の投資利益」、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」は記載しておりません。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第135期は1株当たり当期純損失であり、第135期及び第136期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、第137期以降については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

6 第135期及び第137期以降の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

大正9年4月	株式会社櫻田機械製造所(資本金300万円)を設立し、主として橋梁、鉄塔、鉄柱、セメント機械等を製作。
昭和3年6月	大阪営業所を開設。
昭和19年4月	軍需、陸軍、海軍各省の指定工場となり、上陸用舟艇、軍工廠の起重機などを製作。
昭和19年6月	起重機工業株式会社を吸収合併。
昭和19年9月	商号を櫻田機械工業株式会社と改称。
昭和31年7月	仙台営業所を開設。
昭和33年11月	名古屋営業所を開設。
昭和34年5月	札幌営業所を開設。
昭和36年10月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年9月	福岡営業所を開設。
昭和39年11月	千葉県市川市にわが国最初の長大橋製作工場として市川工場を新設。
昭和43年4月	千葉県八千代市に鉄塔、鉄柱等の製作を主とする八千代工場を新設し、砂町工場は閉鎖。
昭和51年2月	広島営業所を開設。
昭和58年7月	株式会社櫻田エンジニアリングを設立(平成2年4月商号を株式会社サクラダエンジニアリングに改称)。
昭和59年11月	本社を東京都千代田区麹町に移転。
平成元年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成2年4月	商号を株式会社サクラダに改称。
平成2年4月	東京支社ならびに大阪支社を開設。
平成2年8月	本社を千葉県千葉市美浜区に移転。
平成8年7月	株式会社サクラダ興産を設立。
平成9年7月	沖縄営業所を開設。
平成11年4月	山口営業所を開設。
平成12年3月	株式会社サクラダエンジニアリングを吸収合併。
平成12年3月	鉄塔・鉄骨事業からの撤退ならびに八千代工場閉鎖。
平成13年1月	株式会社サクラダ興産を吸収合併(株式会社サクラダ興産が平成12年10月に設立した株式会社サクラダライフは、本吸収合併に伴い当社の子会社となる)。
平成14年2月	岐阜営業所を開設。
平成14年11月	川岸工業株式会社と資本・業務提携。
平成14年12月	和歌山営業所を開設。
平成15年9月	東京支社を東京都中央区築地に移転。
平成16年7月	静岡営業所を開設。
平成18年3月	株式会社エスピーオー(現連結子会社)を設立
平成18年4月	本社を現在地(千葉県市川市)に移転。
平成18年4月	東京・大阪支社を営業所に改称し、東京営業所は東京都中央区日本橋に移転。
平成18年4月	札幌・静岡・岐阜・和歌山・広島・山口・沖縄営業所を閉鎖。

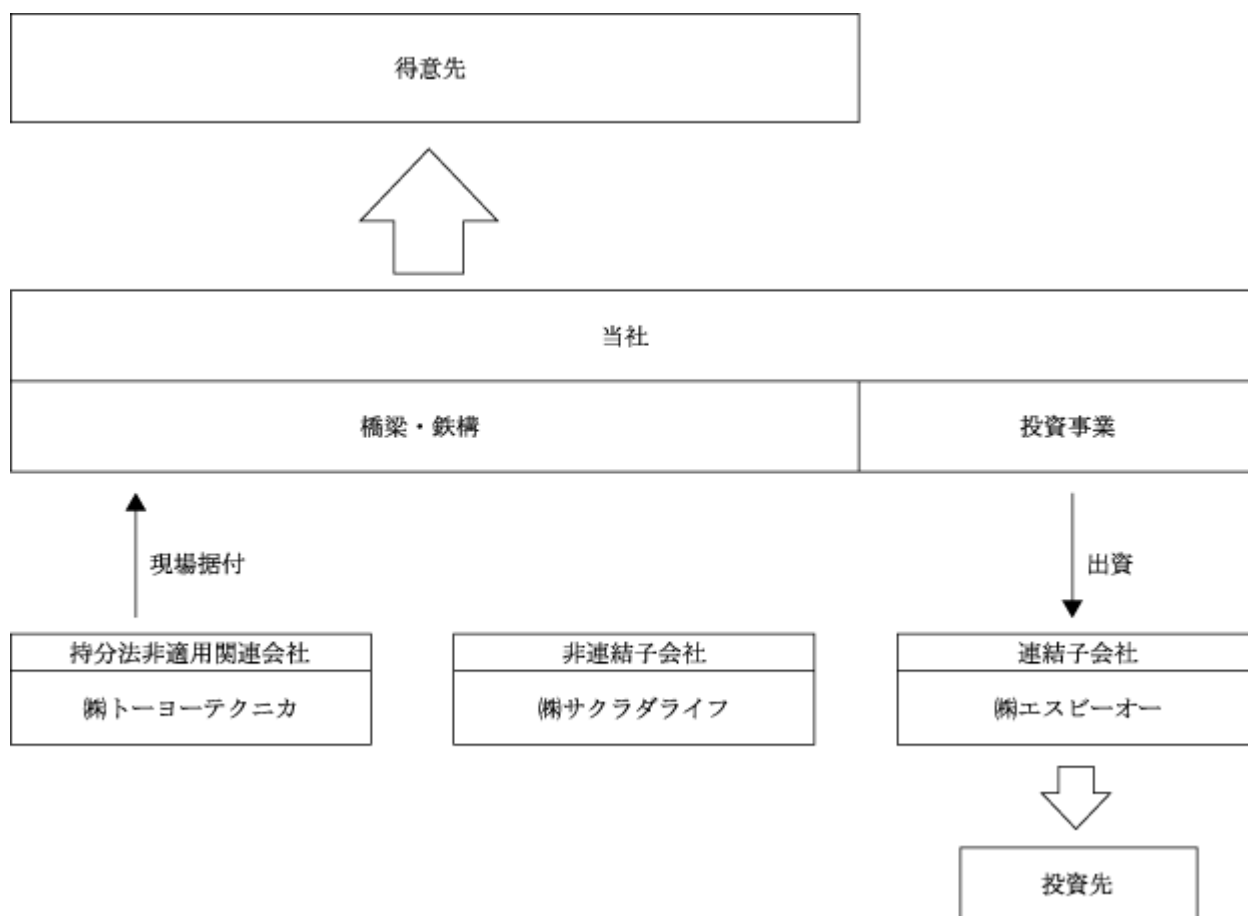
3 【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社2社および関連会社1社で構成され、その営業活動は、鋼構造物（橋梁およびその他の鉄構物）の設計、製作、組立、据付、販売ならびに投資事業を主な内容とし、さらに関連する事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

- 鋼構造物 : 当社で製造販売するほか、現場据付工事の一部について、関連会社である(株)トーヨーテクニカに発注しております。
- 投資およびその他 : 子会社(株)エスピーオーは、投資業等を行っております。
子会社(株)サクラダライフは、保険代理店業等を行っております。

事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)エスピーオー	千葉県市川市	1,945	投資業及び 有価証券投資	100.0	当社は(株)エスピーオーを通じ投資業を行っております。 役員の兼務4名

(注) 特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年3月31日現在

区分	従業員数(名)
鋼構造物部門	113
投資部門	
管理部門	10
計	123

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 連結子会社である㈱エスピー・オ - につきましては、当社の常勤監査役(1名)、使用人兼務取締役(1名)及び従業員(2名)が役員を兼務しており、従業員はおりません。
3 投資部門には管理部門の2名が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

(平成20年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
123	46.5	17.9	4,936,052

- (注) 1 従業員数は就業人員数で表示しており、他社から当社への出向者(2名)を含み、使用人兼務取締役(2名)及び執行役員(3名)は含まれておりません。
2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、サクラダ労働組合(組合員数58名)が組織されており、「JAM(産業別労働組合ジェイ・エイ・エム)」に加盟しております。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループの主力事業である橋梁業界は、平成19年度の補正予算が成立したものの、補正後の公共事業関係費は前年度を下回り、発注量が減少する等総じて低調に推移しており、受注競争は依然熾烈さを極めております。一方、公共工事における入札方式が技術提案力や施工体制を重視する総合評価方式に移行しつつあることを受け、価格は徐々に回復しております。

このような状況下において、当社は総合評価方式に対応するための専門の部門を新設する等、技術提案力及び積算力の強化に取り組むと同時に、コスト競争力を強化するためコスト削減に注力し鋭意受注活動を行った結果、東北地方整備局の針生地区上部、東京都の若洲橋、中日本高速道路の海老名北ジャンクション、千葉県の銚子大橋、長野県の祖山橋梁、鉄運機構の志々水橋りょう等を受注し、当社グループの鋼構造物の連結受注高は、前年同期比57億6百万円増の125億43百万円（前年同期比83.5%増）、総体として56億96百万円増の125億75百万円（前年同期比82.8%増）を獲得することができました。

連結完成工事高につきましては、前年同期に比べ期初の手持ち受注高が豊富であったこと、また今年度の受注が、時期に若干の遅れが出たものの好調であったこと等から、前年同期を大きく上回り、鋼構造物で前年同期比31億78百万円増の87億35百万円（前年同期比57.2%増）、総体として31億66百万円増の87億67百万円（前年同期比56.5%増）となりました。

損益面につきましては、連結完成工事高は前年度を大きく上回りましたが、その多くが前期に受注した低採算性物件でありました。また当業界に対する鋼材の供給逼迫により生産の遅れが発生し、さらに原材料の価格高騰による原価率の上昇等により、連結営業利益は1億92百万円の黒字化を確保したものの、連結経常利益は56百万円の損失となりました。なお当社単体の経常利益は87百万円となり、3期ぶりに黒字を計上することができました。また、第1号投資案件として連結子会社が単独で匿名組合出資する匿名組合を通じて保有する(株)ディーワンダーランドの株式について、当中間期に19億8百万円の減損処理を実施したこと等により、連結当期純損失は20億23百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）残高は前連結会計年度末と比べ1億31百万円減少し15億3百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は17億2百万円（前期連結会計年度は6億14百万円の減少）となりました。これは主に、未成工事支出金等の減少により資金が10億47百万円増加したものの、売上債権等の増加額21億49百万円及び損失引当金の減少額6億35百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は3億28百万円（前期連結会計年度は35億90百万円の減少）となりました。これは主に、新株予約権の行使により得られた資金を匿名組合へ出資したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は18億99百万円（前期連結会計年度は34億53百万円の増加）となりました。これは主に、短期借入金の増加額14億円及び株式の発行による収入5億円による資金の増加があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)	前年同期比(%)
鋼構造物	7,860	33.6
その他	32	27.9
合計	7,893	33.1

(注) 生産高は、契約価格を技術的に測定した実際工事量の出来高を示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
鋼構造物	12,543	83.5	10,883	53.8
その他	32	24.7	-	-
合計	12,575	82.8	10,883	53.8

(注) 金額は契約価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	前連結会計年度販売高(百万円)	当連結会計年度販売高(百万円)
鋼構造物	5,556	8,735
その他	44	32
合計	5,601	8,767

(注) 1 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		相手先	当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)		販売高(百万円)	割合(%)
国土交通省	1,144	20.6	国土交通省	3,251	37.1
首都高速道路株式会社	901	16.2	(独)鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	904	10.3
			東京都	883	10.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、先般の談合問題を、極めて重大かつ厳粛に受け止めており、一日も早い信頼回復に努めることが当社の最大の責務であると認識しております。

今年度においても、内部監査専任部署である監査室による各部署固有のリスクを意識した内部監査の実施や、コンプライアンス委員会によるコンプライアンスマニュアルの再整備等に加え、経営者による管理職員を対象とした企業倫理に関する教育を実施しており、引き続き社内における法令遵守の徹底及び内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また当社は、平成17年11月16日に策定した「事業再生計画」に基づき、強固な収益基盤の確立と、財務体質の更なる改善を図るため、全社一丸となって計画達成に向け取り組んでおります。本計画の骨子及び進捗状況は、下記のとおりであります。

当社の主力事業である橋梁業界は、価格は徐々に回復しているものの依然として厳しい状況が続いております。しかしながら当社といたしましては、受注面においては技術提案力及び積算力の強化に取り組むとともに、コスト削減も注力する等受注力を強化しております。また生産面においては全社的な情報共有の徹底による品質の向上と、安全の確保による労働災害ゼロを最優先課題として、事業再生計画の達成に向け邁進する所存であります。

(1) 基本方針

利益計画達成の実現性を高めるべく、営業戦略の方向転換により総コストを大幅に圧縮し、損益分岐点の引き下げを図ります。

必要受注量のハードルを引き下げるとともに、コスト競争力において競合他社との差別化を実現し、必要受注量の確保を目指します。

(2) 経営組織の再編とコスト削減

本社を市川事業所に移転し本社工場とするとともに、営業拠点を集約しております。これにより、営業部門、本社管理部門の大幅な人員削減を行い、人件費や賃借料等の一般管理販売費の大幅な圧縮を実現しております。

受注工事の施工地域を限定することによる、輸送費、現場経費の削減に取り組んでおります。しかし、受注機会が失われることの無いよう、発注物件の情報は幅広く収集に努め、諸条件を十分検討する等の対応を図っております。

設計、製造、工事部門における人員削減による人件費の削減を実施しましたが、受注工事規模を大型化することで工事件数の減少を図る等、人員減少への対応に取り組んでおります。

(3) 財務体質の健全化及び債権放棄等の要請

本社、社員寮、社宅等の資産を売却し、借入金の一部圧縮を行いました。今後は事業再生計画を着実に実行することにより、さらなる借入金の削減を実現します。

平成17年度末に、取引金融機関による総額 約87億円の債権放棄を実施して頂きました。これにより、財務体質は抜本的に改善されております。

資本の増強を図るため、森電機株式会社が単独で匿名組合出資する匿名組合に、総額25億円の第三者割当増資をお引き受け頂き、平成18年3月に20億円、平成18年9月に5億円の払込が完了しました。

(4) 事業再生投資分野への進出

当社を取り巻く外部環境の厳しさ及び先行きの不透明さを考慮し、事業再生計画の確実な遂行の下支え並びに経営基盤及び財務基盤の更なる強化のため、当社100%子会社である㈱エスピーオーを通じ、事業再生投資分野へ進出しました。これにより、先行き不透明な業界環境への対応力及び非常に厳しい競争環境下での企業抵抗力を高めることが可能になると考えております。今後は、経営基盤及び財務基盤の更なる強化により、早期に信用回復を果たすことで、関係各位の皆様のご支援に応えることができるものと考えております。

なお、既に第一号投資案件として、株式会社エスピーオーを通じ、株式会社ディーワンダーランド社の第三者割当投資を引き受けております。

また、今後当社が実施する投資事業に関する資金需要に迅速に対応するため、平成19年3月6日に第3回新株予約権（行使による払込総額70億円）を発行しました。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性があると考えられるリスクについて主な事項を記載しております。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日(平成20年6月27日)現在において当社が判断したものであります。

鋼橋発注量の減少

当社グループの受注工事は、官公庁から発注される鋼橋工事がそのほとんどを占めております。従いまして、鋼橋の発注量が予想を上回って減少した場合には、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

原材料価格の変動

鋼材を始めとする原材料の価格は上昇基調にあります。従いまして、原材料の価格が予想を上回って高騰し請負金額に反映することが困難な場合には、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

鋼材供給の逼迫

鋼橋の主要な原材料である鋼材の需給関係が逼迫しており、鋼材の納入が予想を上回って遅延した場合には、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

当社が申し立てた「私的整理に関するガイドライン」の成立を受け、金融機関からの債権放棄並びに金利引き下げ等の金融支援を受けることにより、有利子負債及び支払利息は大幅に削減されました。しかしながら、当社の有利子負債については全て変動金利型であり、今後の金利の変動によっては、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

事故の発生

橋梁およびその他の鉄構物の各事業では非常に重く大きい鋼構造物を扱います。事故の防止には全力を挙げて万全の準備を行っていますが、小さな不注意が重大災害に繋がりがかねません。万が一事故が起きてしまうと、損害の賠償に止まらず当社の社会的信用を失墜させ、さらに指名停止などの行政処分を受けるなど、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

投資事業について

当社が子会社を通じて行う投資事業は、投資案件に対する経済合理性や回収可能性等について慎重に検討した上で実施しておりますが、投資先の経営状態の悪化や株価の下落等により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券報告書提出日(平成20年6月27日)現在における投資内容は以下の通りです。

投資先	保有株式数	簿価	摘要
(株)ディーワンダーランド	14,000,000株	1,613,452,219円	JASDAQ上場

上記株式は(株)エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント(株)が保有しており、当社グループが直接保有しているものではありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、鋼構造物事業における主要製品である鋼橋の設計、製作、架設、維持管理に至る橋梁のライフサイクル全体のコストパフォーマンスを念頭に置いた研究活動を推進しております。

当連結会計年度における研究開発費は9百万円となりました。

研究開発活動の具体的な内容については以下のとおりであります。

(1) 短期間立体交差施工技術

大都市圏における交通渋滞を緩和することを目的とした交差点立体交差化工事の短期間施工方法「Rainbow（レインボー）工法」の開発プロジェクトを、(株)間組と共同で平成15年5月より鋭意推進中であり、

最大の特徴である上下部工接合部に着目した1/4.5縮尺モデルにおける実験を、平成18年5月に実施して構造の妥当性を確認いたしました。

その後、この構造について、接合部の挙動に関する詳細解析部分モデルによる強度試験を実施し、合理的な設計手法の確立のための研究を継続してまいりました。

現在は埼玉大学睦好教授の指導の下、構造詳細や設計方針のまとめ、また1/2程度の縮尺モデル実験による実用化確認の準備を行っております。

(2) 環境との調和

鋼橋架設現場において、ドリフトピン打込時の騒音低減を図るための実験を行いました。今後はこの装置の実用化の検討を行います。

また、「車両走行による鋼橋の低周波振動の低減装置」（特許取得済）の歩道橋における有効利用についても実用化に向けた取組みを行ってまいります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ8億14百万円減少し129億7百万円（前連結会計年度末比5.9%減）となりました。これは主に、流動資産が前連結会計年度末に比べ10億27百万円増加（前連結会計年度末比22.9%増）した一方で、連結子会社が単独出資する匿名組合を通じて保有する(株)ディーワンダーランドの株式について19億8百万円の減損処理を実施したため、固定資産が前連結会計年度末に比べ18億42百万円減少し73億87百万円（前連結会計年度末比20.0%減）になったことによるものであります。負債については、前連結会計年度末に比べ7億9百万円増加し93億66百万円（前連結会計年度末比8.2%増）となりました。これは主に、短期借入金の増加によるものであります。純資産については、前連結会計年度末に比べ15億24百万円減少し35億41百万円（前連結会計年度末比30.1%減）となりました。これは主に、新株予約権の行使による5億円の新株式の発行があったものの、20億23百万円の当期純損失の計上により利益剰余金が減少したことによるものであります。この結果自己資本比率は、前連結会計年度の36.4%から9.5%減少し26.9%となりました。

(2) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」を参照願います。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

なお、当社グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	平成19年3月期	平成20年3月期
自己資本比率(%)	36.4	26.9
時価ベースの自己資本比率(%)	40.3	21.8
債務償還年数(年)		
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)		

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

債務償還年数：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

3 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

4 平成19年3月期連結会計年度末及び平成20年3月期連結会計年度末の債務償還年数及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため記載しておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては、主力事業である鋼構造物事業における製造部門の合理化及び品質向上を目的とした門型ツイン溶接ロボットシステムの更新を行い、その総額は61百万円となりました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成20年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	摘要
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計		
本社及び市川工場 (千葉県市川市)	鋼構造物事業	鋼構造物生産設備	758	264	4,032 (62,225)	22	5,079	110	
製品ヤード (千葉県八街市)	"	"	247	7	268 (37,240)		523		
営業所	"							13	(注3)

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 営業所は宮城県仙台市青葉区、東京都中央区、愛知県名古屋市中村区、大阪府大阪市淀川区、福岡県福岡市博多区に所在しております。

3 上記の他、リース契約による主な設備は、以下のとおりであります。

事業部門	設備の名称	台数	期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
鋼構造物	基幹システム	一式	5年	10	6

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	518,197,540
A種優先株式	40,000,000
B種優先株式	50,000
計	558,247,540

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	122,345,790	134,012,456	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
A種優先株式	40,000,000	40,000,000		(注)3
B種優先株式	50,000	50,000		(注)4
計	162,395,790	174,062,456		

(注) 1 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間に、A種優先株式の取得請求により普通株式が交付され、普通株式の発行済株式総数が11,666,666株増加しております。

2 提出日現在の普通株式発行数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのA種優先株式の取得請求により交付された普通株式数は含まれておりません。

3 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。

(1) 優先配当金

(イ) 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1営業年度につきA種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(ハ)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額

A種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が5円を超える場合は、5円とする。初年度における優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割計算した額とする。

$$A種優先配当金 = 50円 \times (\text{日本円TIBOR}(6ヶ月物) + 1.0\%)$$

上記において、「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成18年4月1日以降の各営業年度の4月1日及び10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)の2時点において、午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。但し、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)とし

て英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(八) 中間配当を行う場合の優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(ロ)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(二) 累積条項

ある営業年度において、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積未払配当金については、A種優先配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う。

(ホ) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当を行わない。

(2) 普通株式への転換予約権

A種優先株主は、以下の転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求し得べき期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年3月30日から平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。(以下「転換請求期間」という。)

(ロ) 転換の条件

A種優先株主は、1株につき下記(2)(ロ)(a)乃至(c)に定める転換価額により、A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

(b) 転換価額の調整

転換価額は、A種優先株式の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{1}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 () に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、同法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき、
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき、
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、
- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる、
- () 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 () 但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記 () 又は () で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(c) 転換価額の修正

また、転換価額は、転換請求期間中の毎日(以下「転換価額調整日」という。)において、修正前に有効であった転換価額(以下「修正前転換価額」という。)を、() 修正前転換価額、() 株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が存在した、転換価額調整日に先立つ5取引日(当日を含まない)における当該終値の単純平均値の1円未満を切り上げた金額、のいずれか低いほうの金額(以下「修正後転換価額」という)に修正される。但し、上記の結果、修正後転換価額が23円(以下「下限転換価額」という。但し、上記(b)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (d) 上記(b)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で、上記(b)乃至 () の規定を準用して同様の調整を行う。
- (e) 上記(a)乃至(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項をA種優先株主及びA種優先登録質権者に通知する。

但し、上記(b) () 但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 単元株式制度

A種優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(5) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換により発行すべき
$$= \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{普通株式数}} \times \text{転換価額}$$

- (7) 転換請求受付場所
株式会社サクラダ 総務部総務課
千葉県市川市二俣新町21番地
- (8) 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。
- (9) 期中転換の取扱い
A種優先株式の転換請求権行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、配当計算期間(4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌3月31日までの各6ヶ月間)の期初に転換があったものとみなしてこれを支払う。
- (10) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式又はA種優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円(但し、A種優先株式について株式の併合又は分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のA種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)及び累積未払配当金相当額を支払う。
A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前記の金額を超えては財産の分配は行わない。
- (11) 償還請求権
A種優先株主は、償還請求権を行使できない。
- (12) 買入消却
当社は、いつでも法令に従ってA種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買入価額により消却することができる。当社が本(12)の定めに従ってA種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。
- (13) 強制転換
平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに転換請求のなかったA種優先株式は、その翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、A種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が下限転換価額(但し、(2)(ロ)(b)により調整される。)を下回るときは、A種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- (14) 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

4 B種優先株式の内容は以下のとおりであります。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。

(1) 優先配当金

(イ) 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1営業年度につきB種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(ハ)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額

B種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が1,000円を超える場合は、B種優先配当金の額は、1,000円とする。初年度におけるB種優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

$$B種優先配当金 = 10,000円 \times (日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1.0\%)$$

上記において、「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成18年4月1日以降の各営業年度の4月1日及び10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)の2時点において、午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。但し、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、そ

の小数第4位を四捨五入する。

(八) 中間配当を行う場合の優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、当年9月末日現在のB種優先株主又は当年9月末日現在のB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(ロ)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

(二) 累積条項

ある営業年度において、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積未払配当金については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して支払う。

(ホ) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当を行わない。

(2) 普通株式への転換予約権

B種優先株主は、以下の転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求し得べき期間

B種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年10月2日から平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。(以下「転換請求期間」という。)

(ロ) 転換の条件

B種優先株主は、1株につき下記(2)(ロ)(a)乃至(c)に定める転換価額により、B種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

(b) 転換価額の調整

当社は、B種優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発

行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、同法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(ii)但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記 又は で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(c) 転換価額の修正

また、転換価額は、転換請求期間中の毎日(以下「転換価額調整日」という。)において、修正前に有効であった転換価額(以下「修正前転換価額」という。)を、(i)修正前転換価額、(ii)株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が存在した、転換価額調整日に先立つ5取引日(当日を含まない)における当該終値の単純平均値の1円未満を切り上げた金額、のいずれか低いほうの金額(以下「修正後転換価額」という)に修正される。但し、上記の結果、修正後転換価額が23円(以下「下限転換価額」という。但し、上記(b)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (d) 上記(b)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で、上記(b)乃至 の規定を準用して同様の調整を行う。
- (e) 上記(a)乃至(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主及びB種優先登録質権者に通知する。但し、上記(b) (ii)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 単元株式制度

B種優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(5) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

B種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 転換請求受付場所

株式会社サクラダ 総務部総務課
千葉県市川市二俣新町21番地

(8) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及びB種優先株式の株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、B種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 期中転換の取扱い

B種優先株式の転換請求権行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、

配当計算期間(4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌3月31日までの各6ヶ月間)の期初に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株式又はB種優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円(但し、B種優先株式について株式の併合又は分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)及び累積未払配当金相当額を支払う。B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前記の金額を超えては財産の分配は行わない。

(11) 償還請求権

B種優先株主は、償還請求権を行使できない。

(12) 買入消却

当社は、いつでも法令に従ってB種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。当社が本(12)の定めに従ってB種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。

(13) 強制転換

平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに転換請求のなかったB種優先株式は、その翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、B種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が下限転換価額(但し、(2)(ロ)(b)により調整される。)を下回るときは、B種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(14) 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

なお、A種優先株式及びB種優先株式の優先配当金の支払順位及び残余財産の支払順位は同順位とします。

(2) 【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権

会社法第236条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月6日発行）		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	650個	650個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	260,000,000株	260,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり25円	1株当たり25円
新株予約権の行使期間	自平成19年3月6日 至平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株の発行価格 25円 1株の資本組入額 12.5円	1株の発行価格 25円 1株の資本組入額 12.5円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	(注3)

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

260,000,000株（本新株予約権1個につき400,000株（以下「割当株式数」という。））

但し、下記により本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (1) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項又は(4)項の規定に従って、行使金額（「新株予約権の行使時の払込金額」(2)項に定義する。）の調整又は修正を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整・修正前行使金額}}{\text{調整・修正後行使金額}}$$

上記算式における調整・修正前行使金額及び調整・修正後行使金額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項に定める調整前行使金額及び調整後行使金額、又は「新株予約権の行使時の払込金額」(4)項に定める修正前行使金額及び修正後行使金額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項(ロ)号及び(二)号による行使金額の調整に関し、各号に定める調整後行使金額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及び事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項(ロ)号(d)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は本新株予約権1個当たり10,000,000円とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資金額（以下「行使金額」という。）は、当初50.2円とする。

(3) 行使金額の調整

(イ) 当社は、本新株予約権の発行後、本項(ロ)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使金額調整式」という。)により行使金額を調整する。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ロ) 行使金額調整式により本新株予約権の行使金額の調整を行う場合及びその調整後の行使金額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)調整後の行使金額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使金額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- (c) 本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))又は本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))調整後の行使金額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使金額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (d) 本号(a)ないし(c)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(a)ないし(c)の定めにかかわらず、調整後の調整後の行使金額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使金額} - \text{調整後行使金額}) \times \text{調整前行使金額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使金額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) (a) 行使金額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。
- (b) 行使金額調整式で使用する時価は、調整後の行使金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (c) 行使金額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使金額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
また、本項(ロ)号(b)の場合には、行使金額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 行使金額調整式により算出された調整後の行使金額と調整前の行使金額との差額が1円未満にとどまるときは、行使金額の調整は行わない。ただし、次に行使金額の調整を必要とする事由が発生し行使金額を算出する場合は、行使金額調整式中の調整前行使金額に代えて、調整前行使金額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(二) 本項(ロ)号の行使金額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使金額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本金の額の減少、合併、会社分割又は株式交換のために行使金額の調整を必要とするとき。

(b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使金額の調整を必要とするとき。

(c) 行使金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使金額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ホ) 本項(イ)号ないし(ロ)号により行使金額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使金額、調整後の行使金額及びその適用の日その他必要な事項を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知する。ただし、本項(ロ)号(d)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 行使金額の修正

(イ) 行使金額は、行使期間中いつでも（以下当該日を「決定日」という。）、決定日の前取引日（当日を含む。）までの株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）がある5取引日の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が、決定日において有効な行使金額（以下「修正前行使金額」という。）を下回る場合、当該金額（以下「修正後行使金額」という。）に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使金額が25円（以下「下限行使金額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後行使金額は下限行使金額とする。

(ロ) 前号により行使金額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前行使金額、修正後行使金額及びその適用の日その他必要な事項を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知する。

3 自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件

(1) 当社は、当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を取得することができるものとする。

(2) 「新株予約権の行使時の払込金額」(4)項に基づき行使金額が修正され、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」(2)項に基づき割当株式数が調整された結果、当該時点において未行使の本新株予約権にかかる上記調整後の割当株式数の合計と、当該時点において行使済みの本新株予約権の行使請求に際して新たに発行された当社普通株式の累計数との合計が、上限新規発行株式数を超えることとなる場合には、当社は、当該割当株式数の調整があった日に、当該時点において未行使の本新株予約権のうち、上限新規発行株式数を超えることとなる部分の本新株予約権の全部を取得するものとする。なお、当該取得の時点において未行使の本新株予約権を所有する者が複数いる場合、当社は、当該各人が所有する未行使の本新株予約権の個数の比率に応じて、当該各人より未行使の本新株予約権を取得する。

(3) 当社は、前二項による本新株予約権の取得を行う場合、本新株予約権者に対し、本新株予約権の払込金額相当額の金銭を対価として支払うものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年3月28日(注1)		43,522	3,421	380		709
平成18年3月29日(注2)	40,000	83,522	1,000	1,380	1,000	1,709
平成18年3月30日(注3)	10,000	93,522	251	1,631	251	1,960
平成18年6月29日(注4)		93,522		1,631	1,260	700
平成18年9月29日(注5)	50	93,572	250	1,881	250	950
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日(注6)	57,239	150,811	1,602	3,483	1,602	2,552
平成19年6月28日(注7)		157,450		3,635	838	1,866
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日(注8)	11,583	162,395	252	3,736	252	1,967

- (注) 1 平成18年2月24日開催の臨時株主総会における資本減少決議に基づく、欠損てん補のための無償減資であります。
- 2 サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を割当先とする第三者割当増資
A種優先株式 発行価格50円 資本組入額25円
- 3 第1回新株予約権行使(行使数50個)による増加であります。
- 4 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,260百万円減少し欠損てん補することを決議しております。
- 5 サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を割当先とする第三者割当増資
B種優先株式 発行価格10,000円 資本組入額5,000円
- 6 第1回新株予約権(行使数250個)および第2回新株予約権(行使数50個)行使によるものであります。
- 7 平成19年6月28日開催の定時株主総会において、資本準備金を838百万円減少し欠損てん補することを決議しております。
- 8 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、第3回新株予約権(行使数50個)行使により、発行済株式総数が11,583千株、資本金が252百万円および資本準備金が252百万円増加しております。
- 9 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間に、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人からのA種優先株式の取得請求により普通株式が交付され、発行済株式総数が11,666千株増加しております。
- 10 平成20年6月27日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,967百万円減少し欠損てん補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

(平成20年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	23	36	111	18	13	11,006	11,207	
所有株式数(単元)	0	7,114	1,417	18,803	1,432	77	93,096	121,939	406,790
所有株式数の割合(%)	0.00	5.83	1.16	15.42	1.18	0.06	76.35	100.00	

(注) 1 自己株式115,946株は、「個人その他」に115単元、「単元未満株式の状況」に946株含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が91単元含まれております。

A種優先株式

(平成20年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				40,000				40,000	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

B種優先株式

(平成20年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				50				50	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

普通株式

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川岸工業株式会社	東京都港区東新橋1丁目2番13号	14,508	11.85
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,440	1.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,334	1.09
サクラダ取引先持株会	千葉県市川市二俣新町2番地	1,155	0.94
中尾 江里	大阪府吹田市	1,026	0.83
興津 典子	大阪府吹田市	943	0.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	841	0.68
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区大手町2丁目6番3号	675	0.55
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	633	0.51
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	600	0.49
計		23,156	18.92

A種優先株式

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サクラダ・ホールディングス有 限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	40,000	100.00

B種優先株式

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サクラダ・ホールディングス有 限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	50	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000 B種優先株式 50,000		「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 115,000		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,824,000	121,824	同上
単元未満株式	普通株式 406,790		同上
発行済株式総数	162,395,790		
総株主の議決権		121,824	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が91,000株(議決権91個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式946株が含まれております。

【自己株式等】

(平成20年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サクラダ	千葉県市川市二俣新町 21番地	115,000		115,000	0.09
計		115,000		115,000	0.09

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	10,047	384
当期間における取得自己株式数	1,207	29

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	115,946		117,153	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第4号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式数	5,600,000	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得請求権付株式の取得による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数			5,600,000	

(注) 1 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得請求権付株式の取得による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を、最重要課題の一つとして認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社グループの主力事業である橋梁業界は、公共事業費の縮減による需給ギャップの拡大に加え、先般の橋梁談合問題による行政処分の影響等により受注獲得競争は熾烈さを増し、受注価格が大幅に下落する等、受注環境は極めて厳しい状況にあります。このため株主配当のための利益を確保するに至らず、誠に遺憾ながら、当期においては無配とさせていただきます。

このような状況下において、株主の皆様のご期待に応えるためには、第一に資本充実を図り、強固な経営基盤を確立することが、当社に課せられた命題であると認識しております。

今後は、株主の皆様のご期待にお応えし、市場の評価を得るべく、一日も早い復配のため全社一丸となつて取り組んでまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	183	227	214	146	55
最低(円)	70	119	107	38	22

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	41	38	32	31	31	27
最低(円)	35	28	26	22	23	22

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 執行役員		曾田 弘道	昭和19年2月8日生	昭和43年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年3月	日本鋼管株式会社入社 同社総合エンジニアリング事業部 鋼構造本部参与 当社入社、顧問 当社代表取締役社長執行役員 当社代表取締役社長執行役員 営業本部長 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	(注) 2	
常務取締役 常務執行役員	営業統括部・ 営業技術室・ 資材部・工事 部担当	山本 潤	昭和22年1月16日生	昭和45年4月 平成14年3月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年10月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年3月	当社入社 当社生産本部副本部長兼市川工場 長 当社取締役生産本部長 当社取締役執行役員生産本部長 当社代表取締役常務常務執行役員 生産本部長 当社代表取締役常務常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当 当社常務取締役常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当 当社常務取締役常務執行役員 営業本部副本部長・営業技術室長 ・工事部担当 当社常務取締役常務執行役員 営業統括部・営業技術室・資材部 ・工事部担当(現任)	(注) 2	17
取締役 執行役員	市川工場長	利守 尚久	昭和29年5月1日生	昭和55年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成14年3月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社市川工場技術部長 当社橋梁営業本部営業管理室長 当社生産本部市川工場製造部長 当社生産本部副本部長兼製造部長 当社執行役員市川工場長 当社取締役執行役員市川工場長 (現任)	(注) 2	7
取締役 執行役員	総務部長、 企画部・経理 部・関連事業 部担当	小林 秀明	昭和29年10月10日生	昭和53年4月 平成11年6月 平成14年4月 平成18年3月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年3月	当社入社 当社管理本部経理部長 当社生産本部収益管理室長 (株)エスピーオー代表取締役社長 (現任) 当社執行役員業務部長兼関連事業 部長 当社取締役執行役員業務部長 兼関連事業部長 当社取締役執行役員総務部長、 企画部・経理部・関連事業部担当 (現任)	(注) 2	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		川岸 隆一	昭和16年1月24日生	昭和54年12月 平成5年12月 平成8年12月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月	川岸工業㈱取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長(現任) 川岸プランニング㈱代表取締役社長 当社取締役 当社特別顧問 当社取締役(現任)	(注) 2		
常勤監査役		小倉 謙一	昭和24年6月16日生	昭和49年4月 平成11年1月 平成16年6月 平成18年3月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社総務部長 当社執行役員総務部長 ㈱エスピー・オ - 監査役(現任) 当社執行役員法務担当 当社常勤監査役(現任)	(注) 3	10	
監査役		俵谷 利幸	大正15年9月2日生	昭和59年11月 昭和63年7月 平成元年10月 平成8年4月 平成12年4月 平成18年6月	法務省保護局長 仙台高等検察庁検事長 弁護士登録(第一東京弁護士会) 俵谷法律事務所開設(現任) 更生保護法人日本更生保護協会理事(現任) 学校法人東京福祉大学監事(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4		
監査役		二瓶 修	昭和17年7月18日生	昭和53年4月 平成20年6月	弁護士登録(東京弁護士会) 伊藤・二瓶法律事務所所属(現任) 当社監査役(現任)	(注) 5		
計								41

- (注) 1 監査役 俵谷利幸および二瓶修の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 常勤監査役 小倉謙一氏の任期は平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 俵谷利幸氏の任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 二瓶修氏の任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は業務執行者を明確にしてより効率的な経営の実現を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	品質・安全管理室長	増田 隆
執行役員	監査室長、市川工場設計担当・ QMS推進室担当	阪本 謙二
執行役員	経理部担当	足立 薫彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経営環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性・透明性を高めることを最重要課題の一つとして位置付けております。

その実現のために、決議機関・組織・規定等を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

1 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(1) 会社の機関の内容(平成20年3月31日現在)

当社は監査役制度を採用しております。

監査役会は、監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成され、監査役会の監査方針及び監査計画により、監査を実施しております。監査役は取締役会への出席の他、必要に応じて重要な社内会議へも出席し、取締役の業務遂行を監査すると共に、取締役及び従業員に対し職務の実行状況を聴取できることとなっております。なお監査役の内2名は社外監査役であります。

また、会計監査人とは必要に応じ情報を共有し、監査の充実を図っております。

意思決定機関である取締役会は5名の取締役により構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針に基づいて重要事項に関する決議を行うと共に、適正な運営に必要な監督を行っております。

なお当社定款において、取締役は20名以内とすること及び、取締役は、株主総会において選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことを定めております。

この他、経営に関する会議として、取締役社長を中心に協議することを目的とし、取締役及び執行役員の中より取締役社長が任命した者をもって構成する経営会議を、毎月1回以上開催し、経営全般に関する主要事項に関し協議を行っております。また、当社は取締役を少人数化することで取締役会での意思決定のスピード化を実現しておりますが、業務執行者を明確にすることでより効率的な経営の実現を図るために、執行役員制度を採用し、取締役兼務の4名に加え、3名の執行役員が就任しております。執行役員は、取締役会の経営方針等を受け、各担当業務を執行しております。

なお予算の執行状況及び重点施策の実施状況、予算及び重点施策達成のための課題と対応策の明確化及びその実施状況を報告、審議し、予算及び重点施策達成の実現性を高めることを目的とし、取締役社長及び執行役員による執行役員会議を、毎月1回以上開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は公共事業である橋梁の専門メーカーとして、社会に貢献する使命を担っていると認識しております。しかしながら先般の談合問題に関しましてはその使命を果たすことができず、関係各位に多大なご負担とご迷惑をおかけ致しましたことをお詫び申し上げますと共に、今後は、内部統制システムの充実に全力をあげる所存です。

内部統制システムにおきましては、法令等を遵守することで企業の不祥事を廃し、企業価値を高めるために業務執行をより効率よく行う制度を構築する必要があると認識しております。その重要な要素となるコンプライアンス体制の充実を図るため、平成17年度に内部監査の専任部署である監査室を設置致しました(現在2名所属)。また当社の顧問弁護士をコンプライアンス委員会の顧問とし、コンプライアンス活動の推進に対し法律の専門家の助言指導を得られる体制を取っております。さらに企業倫理通報制度を構築し、監査室を社内窓口、顧問弁護士事務所を社外窓口としております。顧問弁護士には法令遵守に関する講習会をお願いし、またコンプライアンスマニュアルの再整備を行い全社員に配布を行う等、全社をあげて法令遵守の徹底に取り組んでおります。

業務執行におきましてはその効率化を図るため、取締役を少人数化し迅速な意思決定を図っており、また執行役員制度を採用することにより適切な業務執行を行う体制を構築しております。日常の業

務におきましては「職務権限規定」「業務分掌規定」等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する体制を構築しております。

公認会計士監査は、仲井公認会計士事務所、松下公認会計士事務所と監査契約を締結しており、適時適正な監査を受けております。

顧問弁護士は、東京八丁堀法律事務所他と顧問契約を締結しており、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けております。なお同法律事務所には、当社のコンプライアンス委員会の顧問及び企業倫理通報制度の社外窓口をお願いし、コンプライアンス体制の充実を図っております。

2 リスク管理体制の整備の状況

リスク管理におきましては「危機管理規定」を定めており、今後はその充実に努めてまいります。

また、情報の管理におきましては「重要文書保存規定」を定めており、適切な保存・管理を行っております。

3 役員報酬の内容

(1) 取締役および監査役に支払った報酬

取締役	5名	23百万円	
監査役	3名	13百万円	(うち社外監査役 2名 7百万円)

(2) 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額

取締役	2名	13百万円
-----	----	-------

4 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	15百万円
---------------------------	-------

(注) 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

- 5 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
社外取締役は選任していませんので、該当事項はありません。
社外監査役との間には、該当事項はありません。

6 会計監査の状況

- (1) 業務を執行した公認会計士の氏名および提出会社に係る継続監査年数

事務所名	氏名	継続監査年数
仲井公認会計士事務所	仲井 良治	29年
松下公認会計士事務所	松下 素久	22年

- (2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

- (3) 審査体制

公認会計士1名が所属している共同事務所の公認会計士から審査を受けております。

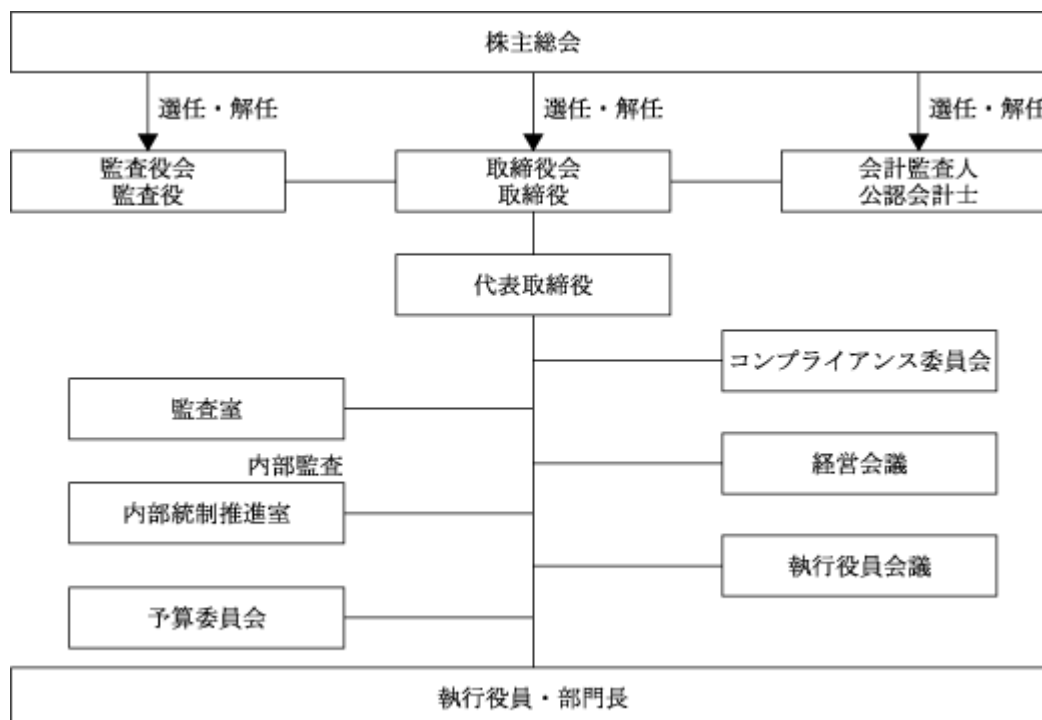
7 自己の株式の取得

当社定款において、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができることを定めております。これは、自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な経営を可能にすることを目的とするものであります。

8 株主総会の特別決議要件

当社定款において、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことを定めております。これは株主総会における特別決議の定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

当社の経営組織およびコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規及び建設業法施行規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は改正後の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、公認会計士仲井良治、同松下素久の両氏により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金預金		1,635		1,503	
受取手形及び 完成工事未収入金等	3	1,713		3,869	
未成工事支出金		1,051		2	
その他		194		285	
貸倒引当金		103		141	
流動資産合計		4,492	32.7	5,520	42.8
固定資産					
1 有形固定資産					
建物及び構築物	2	3,639		3,645	
減価償却累計額		2,570	1,069	2,639	1,006
機械装置及び運搬具	2	3,265		3,190	
減価償却累計額		3,020	245	2,918	272
工具器具及び備品		228		232	
減価償却累計額		212	15	209	22
土地	2		4,301		4,301
建設仮勘定			0		-
有形固定資産合計			5,632 (41.1)		5,602 (43.4)
2 無形固定資産					
施設利用権			0		0
無形固定資産合計			0 (0.0)		0 (0.0)
3 投資その他の資産					
投資有価証券	1		3,571		1,763
その他	2		26		21
投資その他の資産合計			3,597 (26.2)		1,784 (13.8)
固定資産合計			9,229 67.3		7,387 57.2
資産合計			13,722 100.0		12,907 100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
支払手形及び 工事未払金等	3	1,379		1,177	
短期借入金	2	1,200		2,600	
一年以内に返済 予定の長期借入金	2	-		3,259	
未成工事受入金		855		861	
賞与引当金		51		52	
工事損失引当金		571		95	
訴訟等損失引当金		416		257	
その他		132		281	
流動負債合計		4,607	(33.6)	8,584	(66.5)
固定負債					
長期借入金	2	3,259		-	
退職給付引当金		769		773	
その他		20		8	
固定負債合計		4,049	(29.5)	781	(6.1)
負債合計		8,656	63.1	9,366	72.6
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		3,483	(25.4)	3,736	(29.0)
2 資本剰余金		2,552	(18.6)	1,967	(15.2)
3 利益剰余金		1,028	(7.5)	2,214	(17.2)
4 自己株式		12	(0.1)	12	(0.1)
株主資本合計		4,996	36.4	3,476	26.9
新株予約権		70	0.5	65	0.5
純資産合計		5,066	36.9	3,541	27.4
負債純資産合計		13,722	100.0	12,907	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
完成工事高		5,601	5,601	100.0	8,767	8,767	100.0
売上原価							
完成工事原価	1	5,656	5,656	101.0	8,005	8,005	91.3
売上総利益又は 売上総損失()			54	1.0		762	8.7
販売費及び一般管理費	1						
役員報酬		43			37		
従業員給料手当		165			192		
退職給付費用		16			27		
法定福利費		25			27		
福利厚生費		13			6		
修繕維持費		8			8		
事務用品費		7			14		
通信交通費		34			30		
調査研究費		15			12		
広告宣伝費		3			2		
交際費		7			8		
地代家賃		10			10		
租税公課		24			27		
保険料		2			2		
手数料		64			93		
貸倒引当金繰入額		101			38		
雑費		28	574	10.2	29	569	6.5
営業利益又は 営業損失()			629	11.2		192	2.2
営業外収益							
受取利息配当金		1			4		
その他		14	15	0.3	7	11	0.1
営業外費用							
支払利息		75			108		
投資損失		162			133		
株式交付費		70			8		
その他		20	330	5.9	9	260	3.0
経常損失			943	16.8		56	0.7

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
投資有価証券売却益		1		-	
その他		1	2	0	0.0
特別損失					
固定資産除却損	2	6		6	
投資有価証券評価損	3	-		1,908	
訴訟等損失		67		7	
その他	4	3	76	34	22.3
税金等調整前 当期純損失			1,017		23.0
法人税、住民税 及び事業税			11		0.1
当期純損失			1,028		23.1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結財務諸表作成初年度であるため、平成18年3月31日残高については、期首の内容を記載しております。

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,631	1,960	1,260	11	2,319
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,852	1,852			3,705
欠損てん補		1,260	1,260		-
連結範囲の変動			0		0
当期純損失			1,028		1,028
自己株式の取得				0	0
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使					-
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,852	592	231	0	2,676
平成19年3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	1,028	12	4,996

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	11	2,330
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		3,705
欠損てん補		-
連結範囲の変動		0
当期純損失		1,028
自己株式の取得		0
新株予約権の発行	70	70
新株予約権の行使	11	11
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	59	2,735
平成19年3月31日残高(百万円)	70	5,066

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	1,028	12	4,996
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	252	252			505
欠損てん補		838	838		-
当期純損失			2,023		2,023
自己株式の取得				0	0
新株予約権の行使					-
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	252	585	1,185	0	1,519
平成20年3月31日残高(百万円)	3,736	1,967	2,214	12	3,476

	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	70	5,066
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		505
欠損てん補		-
当期純損失		2,023
自己株式の取得		0
新株予約権の行使	5	5
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	5	1,524
平成20年3月31日残高(百万円)	65	3,541

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純損失		1,017	2,012
減価償却費		77	118
投資有価証券評価損		-	1,908
損失引当金の減少額		515	635
貸倒引当金の増加額		101	38
退職給付引当金の増加額又は減少額()		56	3
賞与引当金の増加額又は減少額()		3	0
支払利息		75	108
固定資産売却却損		6	6
投資損失		162	133
売上債権等の減少額又は増加額()		1,390	2,149
未成工事支出金等の減少額又は増加額()		308	1,047
前渡金の増加額		-	152
仕入債務の減少額		432	197
未払消費税等の増加額		13	158
その他		10	42
小計		516	1,582
利息の支払額		77	112
法人税等の支払額		21	11
その他		1	4
営業活動によるキャッシュ・フロー		614	1,702
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		30	94
固定資産の除却による支出		1	0
投資有価証券の取得による支出		3,584	233
投資有価証券の売却による収入		3	-
その他		22	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,590	328
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金純増加額又は純減少額()		300	1,400
長期借入金の返済による支出		10	-
新株予約権発行による収入		70	-
株式の発行による収入		3,694	500
その他		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,453	1,899
現金及び現金同等物の減少額		750	131
現金及び現金同等物の期首残高		2,376	1,635
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		10	-
現金及び現金同等物の期末残高		1,635	1,503

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社数(1社) (株)エスピーオー (2)非連結子会社名(1社) (株)サクラダライフ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社1社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(1)連結子会社数(1社) (株)エスピーオー (2)非連結子会社名(1社) (株)サクラダライフ 連結の範囲から除いた理由 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1)持分法を適用しない非連結子会社名 (株)サクラダライフ (2)持分法を適用しない関連会社名 (株)トーヨーテクニカ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	(1)持分法を適用しない非連結子会社名 (株)サクラダライフ (2)持分法を適用しない関連会社名 (株)トーヨーテクニカ 持分法を適用しない理由 同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 たな卸資産 a 未成工事支出金 個別法による原価法によっております。 b 材料貯蔵品 移動平均法による原価法によっております。	(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 たな卸資産 a 未成工事支出金 同左 b 材料貯蔵品 同左

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額までの償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、営業利益が35百万円減少しており、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、35百万円それぞれ増加しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>

	<p>工事損失引当金 受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>訴訟等損失引当金 係争中の訴訟等に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給見込額（簡便法）に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p>	<p>工事損失引当金 同左</p> <p>訴訟等損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>
--	---	---

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 完成工事高の計上基準 完成工事高の計上基準は、原則として完成基準を採用しておりますが、工期が1年を超え、かつ、請負金額が1億円以上の工事については、工事進行基準を採用しております。 工事進行基準による完成工事高 4,211百万円 工事進行基準による完成工事原価 4,310百万円 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は、税抜方式により処理しております。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>工事進行基準による完成工事高 6,156百万円 工事進行基準による完成工事原価 5,730百万円 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法によっております。	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																												
<p>1 このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 34百万円</p>	<p>1 このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 34百万円</p>																																												
<p>2 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">614百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">構築物</td><td style="text-align: right;">428 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械装置</td><td style="text-align: right;">169 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">4,269 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">8 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">5,489 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">614百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">構築物</td><td style="text-align: right;">428 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械装置</td><td style="text-align: right;">169 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">268 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,481 "</td></tr> </table>	建物	614百万円	構築物	428 "	機械装置	169 "	土地	4,269 "	その他	8 "	合計	5,489 "	建物	614百万円	構築物	428 "	機械装置	169 "	土地	268 "	合計	1,481 "	<p>2 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">581百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">構築物</td><td style="text-align: right;">401 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械装置</td><td style="text-align: right;">134 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">4,269 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">8 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">5,394 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">581百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">構築物</td><td style="text-align: right;">401 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械装置</td><td style="text-align: right;">134 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">268 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">1,385 "</td></tr> </table>	建物	581百万円	構築物	401 "	機械装置	134 "	土地	4,269 "	その他	8 "	合計	5,394 "	建物	581百万円	構築物	401 "	機械装置	134 "	土地	268 "	合計	1,385 "
建物	614百万円																																												
構築物	428 "																																												
機械装置	169 "																																												
土地	4,269 "																																												
その他	8 "																																												
合計	5,489 "																																												
建物	614百万円																																												
構築物	428 "																																												
機械装置	169 "																																												
土地	268 "																																												
合計	1,481 "																																												
建物	581百万円																																												
構築物	401 "																																												
機械装置	134 "																																												
土地	4,269 "																																												
その他	8 "																																												
合計	5,394 "																																												
建物	581百万円																																												
構築物	401 "																																												
機械装置	134 "																																												
土地	268 "																																												
合計	1,385 "																																												
<p>(2) 担保に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">1,200百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td><td style="text-align: right;">3,259 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">4,459 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記のうち工場財団に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">* 1,200百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td><td style="text-align: right;">* 3,259 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">4,459 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、*の債務には、共同担保が設定してある債務を含んでおります。</p>	短期借入金	1,200百万円	長期借入金	3,259 "	合計	4,459 "	短期借入金	* 1,200百万円	長期借入金	* 3,259 "	合計	4,459 "	<p>(2) 担保に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">2,600百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">3,259 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">5,859 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記のうち工場財団に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">* 2,600百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">* 3,259 "</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">5,859 "</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、*の債務には、共同担保が設定してある債務を含んでおります。</p>	短期借入金	2,600百万円	一年以内に返済予定の長期借入金	3,259 "	合計	5,859 "	短期借入金	* 2,600百万円	一年以内に返済予定の長期借入金	* 3,259 "	合計	5,859 "																				
短期借入金	1,200百万円																																												
長期借入金	3,259 "																																												
合計	4,459 "																																												
短期借入金	* 1,200百万円																																												
長期借入金	* 3,259 "																																												
合計	4,459 "																																												
短期借入金	2,600百万円																																												
一年以内に返済予定の長期借入金	3,259 "																																												
合計	5,859 "																																												
短期借入金	* 2,600百万円																																												
一年以内に返済予定の長期借入金	* 3,259 "																																												
合計	5,859 "																																												
<p>3 連結会計年度末日満期手形の会計処理</p> <p>連結会計年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">受取手形</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払手形</td><td style="text-align: right;">97 "</td></tr> </table>	受取手形	2百万円	支払手形	97 "	<p>3</p>																																								
受取手形	2百万円																																												
支払手形	97 "																																												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 22百万円	1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 9百万円
2	固定資産除却損の主な内訳 機械装置及び運搬具 5百万円	2	固定資産除却損の主な内訳 機械装置及び運搬具 6百万円
3		3	投資有価証券評価損の内訳 匿名組合出資金の減損処理額 1,908百万円
4		4	その他の主な内訳 旧八千代工場整理損 34百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

連結財務諸表作成初年度であるため、前連結会計年度末については、期首の内容を記載しております。

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	53,522,335	57,239,550		110,761,885
A種優先株式(株)	40,000,000			40,000,000
B種優先株式(株)		50,000		50,000
合計	93,522,335	57,289,550		150,811,885

(注) 普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであり、B種優先株式の増加は新株の発行によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	94,522	11,377		105,899

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	
			前連結会計年度末	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	第3回新株予約権	普通株式		139,442,100		139,442,100	70

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が当初行使金額により全個行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 第3回新株予約権の当連結会計年度における行使はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	110,761,885	11,583,905		122,345,790
A種優先株式(株)	40,000,000			40,000,000
B種優先株式(株)	50,000			50,000
合計	150,811,885	11,583,905		162,395,790

(注) 普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	105,899	10,047		115,946

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	139,442,100	132,141,805	11,583,905	260,000,000	65

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

- ・第3回新株予約権の増加は、行使時の払込金額が行使金額の調整により1株当たり50.2円から25円になったことによるものであります。
- ・第3回新株予約権の減少は、行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預金	1,635百万円	現金預金	1,503百万円
現金及び現金同等物	1,635百万円	現金及び現金同等物	1,503百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																				
工具器具 及び備品	59	41	13	5	工具器具 及び備品	36	18	9	9																				
その他	72	48	14	8	その他	60	40	11	8																				
合計	131	90	28	13	合計	96	58	20	17																				
<p>(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>13百万円</td> </tr> </table>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	22百万円	1年超	19 "	合計	41 "	リース資産減損勘定期末残高	13百万円	<p>(注) 同左</p> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	13百万円	1年超	9 "	合計	23 "	リース資産減損勘定期末残高	5百万円
未経過リース料期末残高相当額																													
1年内	22百万円																												
1年超	19 "																												
合計	41 "																												
リース資産減損勘定期末残高	13百万円																												
未経過リース料期末残高相当額																													
1年内	13百万円																												
1年超	9 "																												
合計	23 "																												
リース資産減損勘定期末残高	5百万円																												
<p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>26 "</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>"</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					支払リース料	26百万円	リース資産減損勘定の取崩額	9 "	減価償却費相当額	26 "	減損損失	"	<p>(注) 同左</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>8 "</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14 "</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>"</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	8 "	減価償却費相当額	14 "	減損損失	"				
支払リース料	26百万円																												
リース資産減損勘定の取崩額	9 "																												
減価償却費相当額	26 "																												
減損損失	"																												
支払リース料	22百万円																												
リース資産減損勘定の取崩額	8 "																												
減価償却費相当額	14 "																												
減損損失	"																												

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	149百万円	149百万円
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	3,421百万円	1,613百万円
計	3,571百万円	1,763百万円

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社グループの退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社グループの退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出しております。</p>												
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">807百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金(1) - (2)</td> <td style="text-align: right;">769百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社グループは、退職給付債務の算定については簡便法を採用しており、期末自己都合要支給額の全額を退職給付債務としております。</p>	(1) 退職給付債務	807百万円	(2) 年金資産	38百万円	(3) 退職給付引当金(1) - (2)	769百万円	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">849百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金(1) - (2)</td> <td style="text-align: right;">773百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社グループは、退職給付債務の算定については簡便法を採用しており、期末自己都合要支給額の全額を退職給付債務としております。</p>	(1) 退職給付債務	849百万円	(2) 年金資産	76百万円	(3) 退職給付引当金(1) - (2)	773百万円
(1) 退職給付債務	807百万円												
(2) 年金資産	38百万円												
(3) 退職給付引当金(1) - (2)	769百万円												
(1) 退職給付債務	849百万円												
(2) 年金資産	76百万円												
(3) 退職給付引当金(1) - (2)	773百万円												
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> </table>	退職給付費用		勤務費用	62百万円	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> </table>	退職給付費用		勤務費用	82百万円				
退職給付費用													
勤務費用	62百万円												
退職給付費用													
勤務費用	82百万円												
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>												

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																						
税効果会計は適用しておりますが税効果が認められないため、当連結会計年度においては繰延税金資産は最終計上に至っておりません。	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,955百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">891百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">312百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">訴訟等損失引当金</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事進行基準損失否認</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>877百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,571百万円</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>3,571百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>- 百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	2,955百万円	投資有価証券	891百万円	退職給付引当金	312百万円	訴訟等損失引当金	103百万円	工事進行基準損失否認	82百万円	その他	103百万円	繰延税金負債との相殺	<u>877百万円</u>	繰延税金資産合計	<u>3,571百万円</u>	評価性引当額	<u>3,571百万円</u>	繰延税金資産の純額	<u>- 百万円</u>
繰延税金資産																							
繰越欠損金	2,955百万円																						
投資有価証券	891百万円																						
退職給付引当金	312百万円																						
訴訟等損失引当金	103百万円																						
工事進行基準損失否認	82百万円																						
その他	103百万円																						
繰延税金負債との相殺	<u>877百万円</u>																						
繰延税金資産合計	<u>3,571百万円</u>																						
評価性引当額	<u>3,571百万円</u>																						
繰延税金資産の純額	<u>- 百万円</u>																						

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社グループは、鋼構造物（橋梁およびその他の鉄構物）の設計、製作、組立、据付、販売ならびに投資事業を主な事業としておりますが、全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占める鋼構造物のセグメントの割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。	同左

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はないため、該当事項はありません。	同左

【海外売上高】

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
海外売上高はないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	川岸工業㈱	東京都港区	955	鉄骨・橋梁等鋼構造物の設計、製作および現場施工	(被所有) 13.1	兼任 1名	資本・業務提携	橋梁の加工外注	5	工事未払金	3
								橋梁の加工受注	27	完成工事未収入金	-

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引毎に市場価格等を参考にして、協議のうえ決定しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等の取引につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	45円15銭	1株当たり純資産額	28円44銭
1株当たり当期純損失	9円82銭	1株当たり当期純損失	16円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	5,066百万円	連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	3,541百万円
普通株式に係る純資産額	4,996百万円	普通株式に係る純資産額	3,476百万円
差額の主な内訳		差額の主な内訳	
新株予約権	70百万円	新株予約権	65百万円
普通株式の発行済株式数	110,761,885株	普通株式の発行済株式数	122,345,790株
普通株式の自己株式	105,899株	普通株式の自己株式	115,946株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	110,655,986株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	122,229,844株
(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)		(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)	
連結損益計算書上の当期純損失	1,028百万円	連結損益計算書上の当期純損失	2,023百万円
普通株式に係る当期純損失	1,028百万円	普通株式に係る当期純損失	2,023百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式の期中平均株式数	104,725,377株	普通株式の期中平均株式数	120,080,799株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要	
(優先株式)		(優先株式)	
A種優先株式 (40,000,000株 発行総額 2,000百万円)		A種優先株式 (40,000,000株 発行総額 2,000百万円)	
B種優先株式 (50,000株 発行総額 500百万円)		B種優先株式 (50,000株 発行総額 500百万円)	
(新株予約権)		(新株予約権)	
第3回新株予約権 (700個 普通株式 139,442,100株)		第3回新株予約権 (650個 普通株式 260,000,000株)	

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 第3回新株予約権の行使について

当期終了後、平成19年4月1日から平成19年5月31日までに、第3回新株予約権の行使が行われました。

区 分	株式の種類	発行する株式の数	行使金額	発行総額	発行価格のうち資本へ組入れる額	資金使途
平成19年4月12日	普通株式	996千株	50.2円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月20日	普通株式	1,063千株	47円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月25日	普通株式	1,086千株	46円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年5月14日	普通株式	1,111千株	45円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金

(注) 本新株予約権の目的となる株式の数は当初139,442,100株(本新株予約権1個につき199,203株 行使に際して払込をすべき金額は普通株式1株あたり50.2円)となっておりましたが、行使金額の修正条項により行使金額が記載のとおり修正され、本新株予約権の目的となる株式の数も修正されております。

2. 釜屋化学工業の第三者割当増資について

平成19年4月27日開催の当社取締役会において、第2号投資案件である「釜屋化学工業(株)の第三者割当増資引受」に関し、釜屋化学工業(株)と、当社100%子会社の(株)エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント(株)との間におけるスポンサー契約書の締結について承認いたしました。

当社の本件投資の実施は、釜屋化学工業(株)の取引先金融機関を含む関係当事者間において事業計画の内容が合意され、かつ、当該事業計画の内容として取引先金融機関からの合理的な支援が得られることを前提としております。

釜屋化学工業(株)は、上記スポンサー契約締結に基づき、平成19年4月28日に、本件投資の前提の一つであります既存資本の100%減資、並びに第三者割当増資を実施するための臨時株主総会を開催いたしました。が、株主の承認が得られませんでした。また、平成19年5月24日に、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行いました。

このような事態を受け、当社として本件投資に関する最終的な判断を行うため、関係当事者間で協議を進めてまいりましたが、スポンサー契約の払込期日である平成19年6月29日までに本件投資スキームで増資引受を実施することは時間的に不可能であり、同日の経過をもってスポンサー契約の効力を失うこととなります。

3. 取引先の民事再生手続開始の申立について

当社の取引先である株式会社コマヤマ工業が、平成19年5月18日に甲府地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたことから、今後発生が見込まれる損失額について、平成19年3月期計上資産に対して102百万円の引当金を追加計上いたしました。

また、平成20年3月期の業績に与える影響額については30百万円を見込んでおります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使について

当連結会計年度終了後平成20年4月14日に、当社100%子会社である株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使を行いました。

行使する新株予約権個数：210個

新株予約権1個につき発行される株式の種類及び数：普通株式10株

(株式1株当たりの払込金額50,000円)

新株予約権の行使に要する払込金額：105,000,000円

発行される株式の種類及び数：普通株式 2,100株

この行使による払込金額については、当社100%子会社である株式会社エスピーオー及び株式会社エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合へ投資事業資金として出資しております。

2. 投資先企業(株式会社ディーワンダーランド)のグル-プ経営の再編

当社は、平成18年3月30日に第1号投資案件として、当社100%子会社である株式会社エスピーオー及び株式会社エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合を通じ、株式会社ディーワンダーランド(JASDAQコード9611)の第三者割当増資を引き受けております。

本件投資先である株式会社ディーワンダーランドは、平成20年5月7日にグループ企業再編の一環として、同社の100%子会社である株式会社大黒屋を売却する方針について決定し開示いたしました。

3. A種優先株式の取得請求による普通株式の交付について

当連結会計年度終了後、平成20年4月1日から平成20年5月31日までに、サクラダ・ホ-ルディングス有限責任中間法人からのA種優先株式の取得請求により普通株式が交付されました。

区 分	取得請求株式数	取得請求総額	転換価額	発行する普通株式数
平成20年5月1日	1,000千株	50百万円	24円	2,083千株
平成20年5月16日	1,000千株	50百万円	24円	2,084千株
平成20年5月23日	3,600千株	180百万円	24円	7,500千株
合 計	5,600千株	280百万円		11,666千株

(注) 取得請求により提出されたA種優先株式は自己株式となっております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200	2,600	1.87	
1年以内に返済予定の長期借入金		3,259	2.18	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,259			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他の有利子負債				
合計	4,459	5,859		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金預金		1,592		1,475	
受取手形	3	93		161	
完成工事未収入金		1,620		3,707	
未成工事支出金		1,051		2	
前渡金		-		152	
その他		194		132	
貸倒引当金		103		141	
流動資産合計		4,449	32.0	5,492	42.4
固定資産					
(1) 有形固定資産					
建物					
減価償却累計額		1,521	620	1,561	586
構築物					
減価償却累計額		1,048	449	1,077	419
機械及び装置					
減価償却累計額		2,946	244	2,848	269
車両及び運搬具					
減価償却累計額		74		72	
工具器具及び備品					
減価償却累計額		73	0	69	2
土地					
建設仮勘定		228		232	
減価償却累計額		212	15	209	22
土地	1	4,301		4,301	
建設仮勘定		0		-	
有形固定資産合計		5,632	(40.5)	5,602	(43.2)
(2) 無形固定資産					
施設利用権		0		0	
無形固定資産合計		0	(0.0)	0	(0.0)
(3) 投資その他の資産					
投資有価証券		115		115	
関係会社株式		3,680		1,729	
出資金	1	8		8	
従業員長期貸付金		0		-	
長期前払費用		10		6	
その他		7		6	
投資その他の資産合計		3,822	(27.5)	1,867	(14.4)
固定資産合計		9,455	68.0	7,470	57.6
資産合計		13,904	100.0	12,962	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
支払手形	2,3	730		502	
工事未払金	2	649		674	
短期借入金	1	1,200		2,600	
一年以内に返済予定 の長期借入金	1			3,259	
未払法人税等		19		16	
未成工事受入金		855		861	
未払費用		63		58	
未払消費税等				172	
賞与引当金		51		52	
工事損失引当金		571		95	
訴訟等損失引当金		416		257	
その他		41		28	
流動負債合計		4,599	(33.1)	8,579	(66.2)
固定負債					
長期借入金	1	3,259			
退職給付引当金		769		773	
リース資産減損勘定		20		8	
固定負債合計		4,049	(29.1)	781	(6.0)
負債合計		8,648	62.2	9,360	72.2

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		3,483	(25.0)	3,736	(28.8)
資本剰余金					
資本準備金		2,552		1,967	
資本剰余金合計		2,552	(18.4)	1,967	(15.2)
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		838		2,154	
利益剰余金合計		838	(6.0)	2,154	(16.6)
自己株式		12	(0.1)	12	(0.1)
株主資本合計		5,186	(37.3)	3,536	(27.3)
新株予約権		70	(0.5)	65	(0.5)
純資産合計		5,256	37.8	3,601	27.8
負債純資産合計		13,904	100.0	12,962	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
完成工事高		5,601	5,601	100.0	8,767	8,767	100.0
売上原価							
完成工事原価	1	5,656	5,656	101.0	8,005	8,005	91.3
完成工事総利益又は 完成工事総損失()			54	1.0		762	8.7
販売費及び一般管理費	1						
役員報酬		43			37		
従業員給料手当		165			192		
退職給付費用		16			27		
法定福利費		25			27		
福利厚生費		13			6		
修繕維持費		8			8		
事務用品費		7			14		
通信交通費		34			30		
調査研究費		15			12		
広告宣伝費		3			2		
交際費		7			8		
地代家賃		10			10		
租税公課		17			19		
保険料		2			2		
手数料		63			91		
貸倒引当金繰入額		101			38		
雑費		28	566	10.1	29	559	6.4
営業利益又は 営業損失()			621	11.1		202	2.3

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取利息配当金		1		3	
その他		14	15	7	11
0.3					0.1
営業外費用					
支払利息		75		108	
株式交付費		52		8	
その他		20	149	9	126
2.7					1.4
経常利益又は 経常損失()			754		87
13.5					1.0
特別利益					
固定資産売却益				0	
投資有価証券売却益		1			
その他		1	2		0
0.1					0.0
特別損失					
固定資産除却損	2	6		6	
投資有価証券評価損	3			2,184	
ゴルフ会員権評価損		1			
訴訟等損失		67		7	
その他	4	1	76	34	2,231
1.4					25.5
税引前当期純損失			827		2,144
14.8					24.5
法人税、住民税 及び事業税			10		10
0.2					0.1
当期純損失			838		2,154
15.0					24.6

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		1,599	28.3	3,079	38.5
労務費		55	1.0	79	1.0
外注費		2,555	45.2	3,515	43.9
経費		1,373	24.3	1,806	22.6
(うち人件費)		(537)	(9.5)	(652)	(8.1)
工事損失引当金繰入額		71	1.2	476	6.0
完成工事原価		5,656	100.0	8,005	100.0

(脚注)

前事業年度	当事業年度
<p>原価計算の方法 当社は原価を費目別、部門別、工事別に1か月を単位とした個別原価計算を採用しております。 材料費は、実際消費量を算出して移動平均価格によっており、労務費は実際支出額により、また、製造間接費は直接作業時間を基礎として配賦する計算方式を採用しております。</p>	<p>原価計算の方法 同左</p>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,631	1,960	1,260	11	2,319
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,852	1,852			3,705
欠損てん補		1,260	1,260		
当期純損失			838		838
自己株式の取得				0	0
新株予約権の発行					
新株予約権の行使					
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,852	592	421	0	2,867
平成19年3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	838	12	5,186

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	11	2,330
事業年度中の変動額		
新株の発行		3,705
欠損てん補		
当期純損失		838
自己株式の取得		0
新株予約権の発行	70	70
新株予約権の行使	11	11
事業年度中の変動額合計(百万円)	59	2,926
平成19年3月31日残高(百万円)	70	5,256

当事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年 3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	838	12	5,186
事業年度中の変動額					
新株の発行	252	252			505
欠損てん補		838	838		
当期純損失			2,154		2,154
自己株式の取得				0	0
新株予約権の行使					
事業年度中の変動額合計(百万円)	252	585	1,316	0	1,650
平成20年 3月31日残高(百万円)	3,736	1,967	2,154	12	3,536

	新株予約権	純資産合計
平成19年 3月31日残高(百万円)	70	5,256
事業年度中の変動額		
新株の発行		505
欠損てん補		
当期純損失		2,154
自己株式の取得		0
新株予約権の行使	5	5
事業年度中の変動額合計(百万円)	5	1,655
平成20年 3月31日残高(百万円)	65	3,601

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によ っております。 (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。	(1) その他有価証券 時価のないもの 同左 (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 (1) 未成工事支出金 個別法による原価法によ っております。 (2) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法によ っております。	たな卸資産 (1) 未成工事支出金 同左 (2) 材料貯蔵品 同左
3 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理して おります。	株式交付費 同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用して おります。 なお、耐用年数及び残存 価額については、法人 税法に規定する方法 と同一の基準によ っております。 また、取得価額が10 万円以上20万円未 満の少額減価償却 資産については、3 年間で均等償却す る方法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正 ((所得 税法等の一部を改正 する法律 平成19年3 月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行 令の一部を改正する 政令 平成19年3月 30日 政令第83号)) に伴い、当事業年度 から平成19年4月1 日以降に取得した 有形固定資産につ いては、改正後の 法人税法に基づく 方法に変更して おります。この 変更に伴う損益 に与える影響は 軽微であります。 (追加情報) 当事業年度から、 平成19年3月31 日以前に取得した 資産については、 償却可能限度額 までの償却が終了 した翌年から5年 間で均等償却す る方法によ っております。 当該変更に伴う 損益に与える影 響は、営業利益 及び経常利益が 35百万円それ ぞれ減少して おり、税引前 当期純損失が、 35百万円増加 して おります。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権及び貸付金 等の貸倒損失に備 えるため、個別に 回収可能性を検討 し、回収不能見込 額を計上して おります。	(1) 貸倒引当金 同左

	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事の将来の損失に備えるため、当期末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>(4) 訴訟等損失引当金 係争中の訴訟等に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 同左</p> <p>(4) 訴訟等損失引当金 同左</p>
--	--	--

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当期末における自己都合要支給額 (簡便法)に基づき、当事業年度に 見合う額を計上しております。	(5) 退職給付引当金 同左
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス ・リース取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理に よっております。	同左
7 その他財務諸表作成のた めの重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 原則として完成基準を採用しており ますが、工期が1年を超え、かつ、 請負金額が1億円以上の工事につ いては、工事進行基準を採用して おります。 工事進行基準によ る完成工事高 4,211百万円 工事進行基準によ る完成工事原価 4,310百万円 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式に より処理しております。	(1) 完成工事高の計上基準 同左 工事進行基準によ る完成工事高 6,156百万円 工事進行基準によ る完成工事原価 5,730百万円 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,186百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	
<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「新株発行費」(前事業年度27百万円)は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表) 前事業年度において流動負債「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」(前事業年度13百万円)は、負債及び純資産総額の1/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記することとしました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 614百万円</p> <p>構築物 428 "</p> <p>機械及び装置 169 "</p> <p>土地 4,269 "</p> <p>出資金 8 "</p> <p>合計 5,489 "</p> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <p>建物 614百万円</p> <p>構築物 428 "</p> <p>機械及び装置 169 "</p> <p>土地 268 "</p> <p>合計 1,481 "</p> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <p>短期借入金 1,200百万円</p> <p>長期借入金 3,259 "</p> <p>合計 4,459 "</p> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <p>短期借入金 * 1,200百万円</p> <p>長期借入金 * 3,259 "</p> <p>合計 4,459 "</p> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある債務を 含んでおります。</p>	<p>1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 581百万円</p> <p>構築物 401 "</p> <p>機械及び装置 134 "</p> <p>土地 4,269 "</p> <p>出資金 8 "</p> <p>合計 5,394 "</p> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <p>建物 581百万円</p> <p>構築物 401 "</p> <p>機械及び装置 134 "</p> <p>土地 268 "</p> <p>合計 1,385 "</p> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <p>短期借入金 2,600百万円</p> <p>一年以内に返済予定の 長期借入金 3,259 "</p> <p>合計 5,859 "</p> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <p>短期借入金 * 2,600百万円</p> <p>一年以内に返済予定の 長期借入金 * 3,259 "</p> <p>合計 5,859 "</p> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある債務を 含んでおります。</p>
<p>2 このうち関係会社に対するものは次のとおりであ ります。</p> <p>工事未払金 36百万円</p> <p>支払手形 50 "</p> <p>合計 87 "</p>	<p>2 このうち関係会社に対するものは次のとおりであ ります。</p> <p>工事未払金 25百万円</p> <p>支払手形 54 "</p> <p>合計 79 "</p>
<p>3 事業年度末日満期手形の会計処理については手形 交換日をもって決済処理しております。なお、当事 業年度末日は金融機関の休日であったため、次の 事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれ ております。</p> <p>受取手形 2百万円</p> <p>支払手形 97 "</p>	<p>3</p>

(損益計算書関係)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 22百万円</p>	<p>1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 9百万円</p>
<p>2 固定資産除却損の主な内訳 機械及び装置 5百万円</p>	<p>2 固定資産除却損の主な内訳 機械及び装置 6百万円</p>
<p>3</p>	<p>3 投資有価証券評価損の内訳 連結子会社の株式減損処理額 2,184百万円</p>
<p>4</p>	<p>4 その他の主な内訳 旧八千代工場整理損 34百万円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94,522	11,377		105,899

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	105,899	10,047		115,946

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)					当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																				
工具器具 及び備品	59	41	13	5	工具器具 及び備品	36	18	9	9																				
その他	72	48	14	8	その他	60	40	11	8																				
合計	131	90	28	13	合計	96	58	20	17																				
<p>(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>13百万円</td> </tr> </table>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	22百万円	1年超	19 "	合計	41 "	リース資産減損勘定期末残高	13百万円	<p>(注) 同左</p> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	13百万円	1年超	9 "	合計	23 "	リース資産減損勘定期末残高	5百万円
未経過リース料期末残高相当額																													
1年内	22百万円																												
1年超	19 "																												
合計	41 "																												
リース資産減損勘定期末残高	13百万円																												
未経過リース料期末残高相当額																													
1年内	13百万円																												
1年超	9 "																												
合計	23 "																												
リース資産減損勘定期末残高	5百万円																												
<p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>26 "</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>"</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					支払リース料	26百万円	リース資産減損勘定の取崩額	9 "	減価償却費相当額	26 "	減損損失	"	<p>(注) 同左</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>8 "</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14 "</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>"</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	8 "	減価償却費相当額	14 "	減損損失	"				
支払リース料	26百万円																												
リース資産減損勘定の取崩額	9 "																												
減価償却費相当額	26 "																												
減損損失	"																												
支払リース料	22百万円																												
リース資産減損勘定の取崩額	8 "																												
減価償却費相当額	14 "																												
減損損失	"																												

(有価証券関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																				
税効果会計は適用しておりますが税効果が認められないため、当事業年度においては繰延税金資産は最終計上に至っておりません。	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>2,942百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>883百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>312百万円</td> </tr> <tr> <td>訴訟等損失引当金</td> <td>103百万円</td> </tr> <tr> <td>工事進行基準損失否認</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債との相殺</td> <td><u>877百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td><u>3,547百万円</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>3,547百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td><u>-百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失であるため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は、記載を省略しております。</p>	繰越欠損金	2,942百万円	関係会社株式	883百万円	退職給付引当金	312百万円	訴訟等損失引当金	103百万円	工事進行基準損失否認	82百万円	その他	101百万円	繰延税金負債との相殺	<u>877百万円</u>	繰延税金資産合計	<u>3,547百万円</u>	評価性引当額	<u>3,547百万円</u>	繰延税金資産の純額	<u>-百万円</u>
繰越欠損金	2,942百万円																				
関係会社株式	883百万円																				
退職給付引当金	312百万円																				
訴訟等損失引当金	103百万円																				
工事進行基準損失否認	82百万円																				
その他	101百万円																				
繰延税金負債との相殺	<u>877百万円</u>																				
繰延税金資産合計	<u>3,547百万円</u>																				
評価性引当額	<u>3,547百万円</u>																				
繰延税金資産の純額	<u>-百万円</u>																				

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	46円87銭	1株当たり純資産額	28円93銭
1株当たり当期純損失	8円00銭	1株当たり当期純損失	17円95銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表上の純資産の部の合計額	5,256百万円	貸借対照表上の純資産の部の合計額	3,601百万円
普通株式に係る純資産額	5,186百万円	普通株式に係る純資産額	3,536百万円
差額の主な内訳		差額の主な内訳	
新株予約権	70百万円	新株予約権	65百万円
普通株式の発行済株式数	110,761,885株	普通株式の発行済株式数	122,345,790株
普通株式の自己株式	105,899株	普通株式の自己株式	115,946株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	110,655,986株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	122,229,844株
(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)		(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純損失	838百万円	損益計算書上の当期純損失	2,154百万円
普通株式に係る当期純損失	838百万円	普通株式に係る当期純損失	2,154百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式の期中平均株式数	104,725,377株	普通株式の期中平均株式数	120,080,799株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要 (優先株式)		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要 (優先株式)	
A種優先株式		A種優先株式	
(40,000,000株 発行総額 2,000百万円)		(40,000,000株 発行総額 2,000百万円)	
B種優先株式		B種優先株式	
(50,000株 発行総額 500百万円)		(50,000株 発行総額 500百万円)	
(新株予約権)		(新株予約権)	
第3回新株予約権		第3回新株予約権	
(700個 普通株式 139,442,100株)		(650個 普通株式 260,000,000株)	

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 第3回新株予約権の行使について

当期終了後、平成19年4月1日から平成19年5月31日までに、第3回新株予約権の行使が行われました。

区 分	株式の種類	発行する株式の数	行使金額	発行総額	発行価格のうち資本へ組入れる額	資金用途
平成19年4月12日	普通株式	996千株	50.2円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月20日	普通株式	1,063千株	47円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月25日	普通株式	1,086千株	46円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年5月14日	普通株式	1,111千株	45円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の数は当初139,442,100株(本新株予約権1個につき199,203株 行使に際して払込をすべき金額は普通株式1株あたり50.2円)となっておりましたが、行使金額の修正条項により行使金額が記載のとおり修正され、本新株予約権の目的となる株式の数も修正されております。

2 第3回新株予約権の行使による払込金額につきましては、当社100%子会社である株式会社エスピーオ

一の第2回新株予約権の行使における払込金額に充当する予定であります。

2. 釜屋化学工業の第三者割当増資について

平成19年4月27日開催の当社取締役会において、第2号投資案件である「釜屋化学工業(株)の第三者割当増資引受」に関し、釜屋化学工業(株)と、当社100%子会社の(株)エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント(株)との間におけるスポンサー契約書の締結について承認いたしました。

当社の本件投資の実施は、釜屋化学工業(株)の取引先金融機関を含む関係当事者間において事業計画の内容が合意され、かつ、当該事業計画の内容として取引先金融機関からの合理的な支援が得られることを前提としております。

釜屋化学工業(株)は、上記スポンサー契約締結に基づき、平成19年4月28日に、本件投資の前提の一つであります既存資本の100%減資、並びに第三者割当増資を実施するための臨時株主総会を開催いたしました。また、平成19年5月24日に、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行いました。

このような事態を受け、当社として本件投資に関する最終的な判断を行うため、関係当事者間で協議を進めてまいりましたが、スポンサー契約の払込期日である平成19年6月29日までに本件投資スキームで増資引受を実施することは時間的に不可能であり、同日の経過をもってスポンサー契約の効力を失うこととなります。

3. 取引先の民事再生手続開始の申立について

当社の取引先である株式会社コミヤマ工業が、平成19年5月18日に甲府地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたことから、今後発生が見込まれる損失額について、平成19年3月期計上資産に対して102百万円の引当金を追加計上いたしました。

また、平成20年3月期の業績に与える影響額については30百万円を見込んでおります。

当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使について

当事業年度終了後平成20年4月14日に、当社100%子会社である株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使を行いました。

行使する新株予約権個数：210個

新株予約権1個につき発行される株式の種類及び数：普通株式10株

(株式1株当たりの払込金額50,000円)

新株予約権の行使に要する払込金額：105,000,000円

発行される株式の種類及び数：普通株式2,100株

この行使により、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの発行済株式総数は79,700株となりました。

2. 投資先企業(株式会社ディーワンダーランド)のグル-ブ経営の再編

当社は、平成18年3月30日に第1号投資案件として、当社100%子会社である株式会社エスピーオー及び株式会社エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合を通じ、株式会社ディーワンダーランド(JASDAQコード9611)の第三者割当増資を引き受けております。

本件投資先である株式会社ディーワンダーランドは、平成20年5月7日にグループ企業再編の一環とし

て、同社の100%子会社である株式会社大黒屋を売却する方針について決定し開示いたしました。

3. A種優先株式の取得請求による普通株式の交付について

当事業年度終了後、平成20年4月1日から平成20年5月31日までに、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人からのA種優先株式の取得請求により普通株式が交付されました。

区 分	取得請求株式数	取得請求総額	転換価額	発行する普通株式数
平成20年5月1日	1,000千株	50百万円	24円	2,083千株
平成20年5月16日	1,000千株	50百万円	24円	2,083千株
平成20年5月23日	3,600千株	180百万円	24円	7,500千株
合 計	5,600千株	280百万円		11,666千株

(注) 取得請求により提出されたA種優先株式は自己株式となっております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	首都圏新都市鉄道(株)	1,000	50
		東京湾横断道路(株)	400	20
		関西国際空港(株)	340	17
		その他(8銘柄)	58,110	28
		小計	59,850	115
計		59,850	115	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,141	5	0	2,147	1,561	40	586
構築物	1,497			1,497	1,077	29	419
機械及び装置	3,191	76	149	3,118	2,848	45	269
車両及び運搬具	74	2	4	72	69	0	2
工具器具及び備品	228	9	5	232	209	2	22
建設仮勘定	0		0				
土地	4,301			4,301			4,301
有形固定資産計	11,435	95	160	11,369	5,767	118	5,602
無形固定資産							
施設利用権				0			0
長期前払費用	10	0	3	6			

- (注) 1 機械及び装置の当期増加額および当期減少額の主なものは、門型ツイン溶接ロボットシステムの更新であります。
- 2 無形固定資産については、資産総額の1%以下のため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	103	39		1	141
賞与引当金	51	52	51		52
工事損失引当金	571	50	526		95
訴訟等損失引当金	416	7	166		257

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	9
普通預金	1,463
別段預金	0
計	1,473
合計	1,475

(ロ)受取手形

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)宮地鐵工所	59
(株)名村造船所	58
東網橋梁(株)	6
光誠産業(株)	4
その他	32
合計	161

(b)決済月別内訳

決済月	平成20年4月	5月	6月	7月	8月以降	合計
金額(百万円)	24	69	28	7	32	161

(ハ)完成工事未収入金

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	1,721
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	576
東京都	447
中日本高速道路(株)	185
福島県	126
その他	650
合計	3,707

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{((A)+(D)) \div 2}{(B)} \times 366$
1,620	9,205	7,118	3,707	65.7	105

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

(二) 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
(株)エスピーオー	1,695
(株)トーヨ - テクニカ	24
(株)サクラダライフ	10
合計	1,729

流動負債

(イ)支払手形

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)トーヨ - テクニカ	54
鈴木機工(株)	48
江東運送(株)	46
(株)古山鉄工所	40
大池塗装工業(株)	37
その他	274
合計	502

(b)決済月別内訳

決済月	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	合計
金額(百万円)	131	137	118	105	10	502

(ロ)工事未払金

相手先	金額(百万円)
(株)ピービ - エム	94
伊藤忠丸紅テクノスチ - ル(株)	73
宮地建設工業(株)	57
(株)古山鉄工所	36
京浜運送(株)	30
その他	382
合計	674

(ハ)短期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	2,600
合計	2,600

(ニ)一年以内に返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	1,246
みずほ信託銀行(株)	765
(株)千葉興業銀行	487
三菱東京UFJ銀行(株)	333
(株)千葉銀行	287
日本生命保険(相)	139
合計	3,259

(ホ)未成工事受入金

相手先	金額(百万円)
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	387
国土交通省	226
東京都	125
福岡県(北九州市)	56
長野県	35
その他	30
合計	861

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、200,000株券及び100株未満の株数表示株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sakurada.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない、
会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(138期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第2項第12号(連結子会社株式の減
損処理額)及び第19号(匿名組合出資金
の減損処理額)の規定に基づく臨時報
告書 | | 平成19年9月28日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書
の訂正報告書 | (1)の有価証券報告書の訂正報告書 | | 平成19年10月15日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 半期報告書 | (第139期中) | 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日 | 平成19年12月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権の行使が行われており、第2号投資案件の決議がなされている。また、株式会社コミヤマ工業の民事再生手続開始の申立がなされている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社100%子会社である株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使が行われており、第1号投資案件の投資先企業（株式会社ディーワンダーランド）のグループ経営の再編がなされている。また、A種優先株式の取得請求による普通株式の交付がなされている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権の行使が行われており、第2号投資案件の決議がなされている。また、株式会社コミヤマ工業の民事再生手続開始の申立が行われている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲井良治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松下素久 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第139期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社100%子会社である株式会社エスピーオー第2回新株予約権の行使が行われており、第1号投資案件の投資先企業（株式会社ディーワンダーランド）のグルーブ経営の再編がなされている。また、A種優先株式の取得請求による普通株式の交付がなされている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。